

破綻した教育改革

—— 教育審議会と「支那事変」・「大東亜戦争」 ——

森 祐 二

広島大学平和科学研究センター

Failure of Education Reform

—— **The Education Council and “China Incident” ·
“Great East Asian War”** ——

Yuji MORI

Institute for Peace Science, Hiroshima University

はじめに

1930年代は国内的にだけでなく世界の政治・文化でも激動の時代であった。それは大戦によって極点に達した。

以前の報告¹⁾において、内閣審議会が行財政改革と共に教育改革をとり上げたことを中心にして、その前後の教育改革構想をたどった。ここでは、その後をうけた教育審議会（1937年12月10日——1942年5月9日）について考察する。それは「支那事変」から「大東亜戦争」前夜（教育審議会が実質審議を終って答申、建議を行ったのは1941年10月13日である。）までの期間に当たる。全面戦争の前半期をなす時代であった。

当然のことながら、教育審議会の教育論議にはこの戦争が色濃く影を落とす。そこではこの戦争を解決にむけるべき教育・文化についての論議はみられず、大勢としては「大東亜戦争」準備にしかならなかった「東亜」への関心を高め、国防重視となったけれども、論議の中には、わずかながらも注目すべき見解がみられた。それらをたどりつつ、狂気の時代においても、敗戦による社会の崩壊を経験しても、理性と人間性の追求は途絶えることのなかった現代の経験との間につながりを求めようとした。

時代は正に全面戦争への扉をおしひらいたところであった。

「支那事変」・「大東亜戦争」という用語を使っていることについて

この報告においては「支那事変」、「大東亜戦争」という用語を表題をはじめとして使う。それらはあらためて言うまでもなく現在では一般には使われていない。日中戦争であり太平洋戦争である。この報告が使っている呼称は、当時政府によって名づけられたものであるが、現在これらを使っていると、一般的にはひどく反動的にみえる。

しかし、この報告であえて「支那事変」、「大東亜戦争」をカッコを付けて使用するのには、この呼称によって、その背後にある当時の世界認識と日本人の思想が読みとれるからである。それらは正しく、われわれが克服しなければならなかつ

た世界観であり国家観，日本人観を包含しているのである。そこには蔑視と優越感の思いあがりがあった。

「支那事変」・「大東亜戦争」という呼称を使って以下につづる文章は，この用語の使用によって，説明するまでもなく当時の人びとの認識が浮かび上がってくるだけでなく，こうした用語を使っていた時代に対するわれわれの痛みを伴った反省にもこころを向けたいためである。さらにいえば，現在においても，蔑視と優越感の思い上がりは完全には克服されていないし，また新たに復活しつつあるというのは思いすごしであろうか。

教育審議会の設置

教育審議会官制は，1937年12月10日，上諭をもって公布された。中国に対する戦争は全面戦争の様相を呈しはじめていた。

上諭はいう：「文物ノ進運及中外ノ情勢ニ鑑ミ国本ヲ無窮ニ培ハンガ為……教育ノ内容及制度（の）……刷新振興ヲ図」るためである。教育は国家の礎を培養するものであった。

教育審議会官制は内閣総理大臣の監督に属するとされ，諮問に応じて総理大臣に建議することができる（第1条）とされた。総裁1名，委員65名以内をもって組織されるが，「特別ノ事項ヲ調査審議スル」必要のあるときは臨時委員を置くことができる（第2条）とされた。この審議会発足時の委員総数は73名という大規模な組織であった。²⁾

教育審議会に対する諮問と，その説明は次のようなものであった：

諮問第一号

我が国教育ノ内容及制度ノ刷新振興ニ関シ実施スベキ方策如何

右貴会ニ諮問ス

説明

近時ノ學術・文化ノ發展ト内外情勢ノ推移トニ稽ヘ，教育ノ各方面ニ互リ，刷新振興ヲ図ルコトハ刻下緊切ノ要務ナリトス。依ッテ教育ノ内容及制度ノ全般ニ関スル事項，各種ノ学校教育及社会教育ニ関スル事項，教育行政ニ関スル

事項等ニ就キ、一層我が国教育ノ本義ヲ徹底シ、国運ノ伸暢ヲ図ルニ必要ナル方策ヲ求ム。

教育審議会は1942年5月9日その任務を終わるまで、14回の総会、61回の特別委員会総会、169回の各部門整理委員会が重ねられ、³⁾ 7件の答申と4件の建議がなされた。⁴⁾

教育審議会総会論議の特徴

教育審議会が設置された時、日中間の戦争は、政府が「支那事変」と呼称したように、華北に限定された戦闘（「北支事変」）にとどまらず華中へも侵攻して全面戦争の様相を濃くしていた。一方中国も、日本の全面侵略に直面してかつてない民族意識の覚醒の下に徹底抗戦に立ち上がりつつあった。それゆえに、教育審議会が、諮問の抽象的の文言にもかかわらず、戦時教育論議の場となったのは当然の勢いであった。しかし一方、総力戦を戦うためにはそれを可能にする社会をつくらねばならなかった。この国はさまざまな面で立ちおくれしていた。教育審議会との関係でいえば教育制度から教育内容に至るまで、大はばな改革を必要としていた。それは戦時教育と深くかかわりながらも、決してそのためだけではなかった。

以下、総会の論議の中から特徴的な発言を拾って考察する。

(1) 義務教育の年限延長は従来からの懸案であった。政府は青年学校を義務制とすることを決定してから教育審議会にもち出した。このように重要な事柄を既定のこととして細目だけを審議にかけることに対する不満が表明されたもののあとの祭りであった。（このような行政手法は今日でも使われている。）それにしても、このような制度を急ぐことは不完全な義務教育制度を固定化することとなり、改革の困難さを増し、市町村財政への影響も大きいとの指摘があった。しかも、現状の義務教育就学についてさえ、貧困による就学免除が、政府による相当の就学奨励補助があるにもかかわらず、存在しているのに、青年学校を義務制にすればさらに問題は複雑化するというのである。このような状態では軍事教練だけの

青年学校になるという指摘、女子に対して義務制をとらないことについて、男女の機会均等の点ではわが国は一等国ではないなどという指摘がなされた。また、実業教育の振興のために青年学校を活用すべきであり、さらにこの考え方を徹底して大学、専門学校の区別を廃して実業教育、職業教育に主眼をおくべきであり、学間は大学院でやればよいという意見が表明されたりした。

こうした意見に対して、木戸文相は、青年学校義務制は兵役法との関係で決めたと答弁した。⁵⁾

わが国教育制度が本質的にかかえていた義務教育延長の課題が、軍事的要求にすりかえられて姿を現わしたのであった。

(2) たとえば、このように、教育審議会の審議の主旨が直接の軍事的要求に沿うように方向づけられていたとすれば、軍隊の教育効果が多く委員によって讃えられたのも当然というべきかもしれぬ。それは決まり文句のようにして発言されたようにもみえるが、国体明徴とか日本精神とかが教育の中心とされていた状況下では軍隊教育が偉大な成果をあげていると錯覚したこともありえないことではない。たとえば、「皇軍ノ將士ハ偉大ナル教育ヲヤッテ居ラレル」⁶⁾というようなものである。

しかし、その日本軍がなにを為したかについての反省もないわけではなかった。「南京ノ陥落後ニ於キマシテ亜米利加ノ新聞アタリニ報ゼラレ非難サレマシタ事柄、是等ハ外国ノ人々ガ針小棒大ニ伝ヘラレタコトト思ヒマスケレドモ、若シ或ル一部分ノ者ニ於キマシテモ、多数ノ中ニ少数ノ不心得ナ者ガ生ジタコトハ、是ハ事実ニムヲ得ナイト致シマシテモ、若シ之ヲ真ニ考ヘテ見マシテ、日本ノ国民ノ将来ノ性格ノ上ニ少シデモ考ヘナケレバナラナイ点ガ存在致シテ居リマシタト致シマシタナラバ、是コソ教育ノ任ニ当ル者、教育行政ノ任ニ当ル者ガ大イニ考ヘナケレバナラナイコト」(付点は引用者)と述べた後に、「若シ必要ナリト致シマシタナラバ之ヲ或ハ秘密会ト致シテ、必要ナル方面ノ当局ノ方々ヨリ真ニサウ云フヤウナ事項ニ付テ日本国民ノ性格ノ将来ニ対シテ考フベキ点ガアルト致シマシタナラバスカル席ニ於テコソ實際ノ状態ヲ御話シ下サツテ、真ニ国家ノ為憂ヘテ居ル所ノ者共ヲシテ教育ノ根本ニ対シテ是等ノコトニ十分ナ考ヲ致サセル必要ガアルト考ヘマス」⁷⁾という見解が記録されている。

南京大虐殺事件として知られるこの事件は、未だに米英諸国とも戦争状態になく、全くの鎖国状態にもなかつた当時としては、真相はともかくとして、かなり広い範囲に知られたことであつたにちがいない。一般国民に対してだけ全くかくされていた事柄であつた。このように推理してはじめて、一方では軍隊教育の人格教育、道徳教育を讃えながら、(こうした発言には内容が伴わないので一種の決まり文句のように感じられるのも事実であるが) 他方、日本人の道徳性についての反省が各所にみられる理由がはじめて理解されるのではあるまいか。2, 3の例をあげてみる。

上述の南京事件の発言のつづきの中では、「殊ニ唯日本人ダケガ偉イトシテ自己陶醉ニ陥ッテ他ヲ蔑ムヤウナ頑冥固陋ナ意味ノ考ヘ方ハ、是ハ将来ニ対シテハ大イニ考ヘナケレバナラヌ点デハナイカト考ヘル次第デアリマス」と述べられている。あるいは、個人道徳については日本人は劣っており、社会道徳についても英国の方が日本より進んでいるが、これらの道徳規範は教育勅語にすべてふくまれている、⁸⁾という。しかし、教育勅語のように道徳規範が最高の権力者の言葉あるいは意志としてあらわれるとき、宗教に基づく道徳律や社会の中に根を下した道徳律とは異なつた役割を演ずるであろうし、権力の指向するところに従つてわい曲や無視がおこなわれることになる。教育勅語を一貫する前近代的性格については目をつぶるとしても、なによりも、道徳の荷い手である個の自覚を弱めることになるであろう。それが権力者の意志であるからである。せつかく、日本人の道徳が英国のそれよりも劣ることを指摘しながら、おそるべき反道徳的行為に対してふみ込めなかつた理由がここにあるのではないか。さらに全く逆な理解さえもおこなわれる例を次に示す。それは、「国体教育ハ明治大正ニ於キマシテハ無比ノ国体トシテ自ラ孤立的独善的ニ考ヘル嫌ヒガアリマシタガ朝鮮満洲等ノ問題ニ依ッテ具体的ニ現レテ参リマス通り国際親善ノ實際力ニナルト云フコトヲ明ラカニシタ教育目標ヲ総テニ徹底スベキ必要ガアルト存ジマス」、⁹⁾という意見になるのである。この時代、朝鮮や満洲国が国際親善や国際化の姿であると錯覚し、また、思いこんだ人は決して少なくなかつた。この発言に即していえば、明治大正は孤立的独善であつたが、昭和は国際化した独善であつた、とは、現在では誰しも認めるところである。しかし、教育勅語が、人間であるならばすべての

人の守るべき徳目を網羅しており、それが日本の国体の精華であるという構造をもっていたところに、ここに紹介したような倒錯が生じたのである。(現在でも、極く少数であるにしても、教育勅語をかつぐ人たちの中に危険なものを感じるのは、このような思考の構造を残しているからである。そしてさらに、国際化をいう人たちの中にさえ同じような傾向が残っているのが認められるからである。)

「日本精神モ結構ダガ、ドウモ此ノ頃ハ余リ日本精神日本精神ト云フコトヲ強調シ過ギル結果トシテカ、少シ御国自慢ノ弊ニ陥ルコトガナイトハ言ヘナイ、是ハ余程反省シナケレバイケナイ」¹⁰⁾とか、「勢ヒノ赴ク所動モスレバ不知不識ノ間ニ偏狹ナ愛国心ヲ鼓吹シ、極端ナ排他主義ニ陥リマシテ反動思想ヲ激發シナイヤウニセネバナラヌ」¹¹⁾とかの反省はどこまで踏み込んだ反省であったのか。少なくとも進行しつつある事象とそれをあおり立てる精神状態に危機感を抱いていたことだけは確かなようにみえる。

(3) 教育の機会均等について論議されたことは注目される。青年学校の義務教育化から女子が除かれたことは教育の機会均等に欠けるという意見は上に紹介した。盲聾啞者教育の立ち遅れも、47パーセントの低い就学率である、¹²⁾と指摘された。そして、都市と農村、殊に疲弊している農村との間の教育機会が均等でないこと、とりわけ高等教育を受けるといって著しく均衡を欠いている、¹³⁾と指摘された。だが一方では、都市と農村との教育格差の形式的解消ともみえるような現象に対する反発があったりする。「地方ノ極メテ民度ノ低イ所デハ学校ノ建物ナリ総テノ施設ガ私ハ良過ギハシナイカト言フ感ジヲ持ッテ居リマス。ソレハ年々其ノ土地ノ就学児童ガ増ス為ニ益々地方ノ財政デ教育費ガーツノ癌ヲ為シテ居ルト言フ原因ノヤハリ一部ニナッテ居リマセウガ、唯其他ノ財政ヲ緩和スルトカセヌトカ言フ問題デハナクテ、自分達ノ実地ノ生活ニ較ベテ余リ立派ナ学校ニ通フト言フコトガ一体其処ニ居ル子弟ヲシテ其ノ土ニ親シマシメル所以デアラウカ」¹⁴⁾と疑問を投げかける。しかしこの発言は農村はおくれたままでよいのであって財政困難まで伴って都市との格差をちぢめることはないということをも意味している。

教育の機会均等について最も論議されたのは女子教育であった。先にふれた青年学校の義務教育化をはじめとして、婦人参政権はおそかれ早かれ与えられるべ

きものであるから女子教育の程度を高めるべきである、¹⁵⁾とか、女学校、女子専門学校が軽視されている、¹⁶⁾などが相ついだ。そうした中であっても、この委員会ただ1人の女性委員であった吉岡彌生の発言¹⁷⁾は迫力あるものであった。吉岡は女子教育、女子高等教育を重視すべきであるとし、国立家政大学をつくれという。そしてそこに、施療病室、保育所、無料産院を設置せよという。家政大学にこのような社会政策的施設をつくれというのはいかにも唐突であり、そぐわぬ感をまぬかれないが、社会政策的思想さえもが現状批判、さらには反体制的思想の温床となることを恐れた当局によって徹底的に弾圧されていたこの時代に、なんとかして時代の要求である社会政策をなにかしきでも実施しようとしてのことでもあったであろうか。「醇風美俗ヲ破壊スルノハ、本當ニ何等ノ知識モナイ、物モ見ナイシ、言ハナイシ、左ヲ向ケト言ヘバ左ヲ向キ、右ヲ向ケト言ヘバ右ヲ向クト云フヤウナ婦人デナケレバ醇風美俗デナイト云フヤウナ御感ジヲ持ッテイラッシャル方ガマダ日本ノ男子ノ中ニアルト云フコトガ原因ナノデアリマシテ、此ノ今日ノヤウナ国内ノ思想ガ混乱シ、国民ノ体位ガ低下シタノハソレガ一大原因ダト私ハ思ヒマス」と言い切る。だが、言葉をついで、女性は「一家ノ母デアリ国家ノ母デアル」のだから女子教育を充実させよというように、上述の思想もはっきりとした国家観念に基づくものであった。

そうであっても、性による格差の追求はきびしい。「今日ノ日本ノ国力發展ハ本當ニ是ハ片跛ノ發展デハナイカト思ッテ居リマス。勿論男子ノ大發展ハ、是ハモウ何処ノ国カラ見マシテモ日本ハ恐ルベキ国ダト云フコトヲ言ッテイラッシャイマスケレドモ、齧ッテ内ヲ見マシタナラバ、総テノ家庭生活ニ於テ何処ノ国ヨリコンナニ劣ッテイル国ハナイト思ヒマス」という。青年学校の義務教育化は男子に対して実施するのにも困難があるので女子に対して延期するという方針に、真向から「私ハ男子ノ方デスラ容易デナカッタナラバ女子ノ方ヲ先ニ為スッテ戴キタイ」と迫るのである。

だがしかし、教育審議会が論議を重ねていたその時代に、男女の平等を主張することがどこに導かれてゆくのか。「……多々希望シマスコトハ女子ノ共同訓練ヲ……青年期ノ末期ニ近イ所デ行ッテ貰フコトガ非常ニ望マシイコトデアル、ソレガ假ニ女子兵役（付点は引用者）トデモ言フナラバ……結局軍ト教育トノ両方

ガモウ一段ト融合シテ、教育的デモアリ国防的デモアル本当ノ青年成人期ノ解決ヲスル必要」¹⁸⁾があるというところに歪曲されて導かれてゆくのである。

(4) 国体や日本精神を中心にすえて教師や教育の質の低いことを批判し、質を高めることを論じた発言は数多いが、内容的には前報¹⁹⁾に紹介した域を出るものではなく、一般論にとどまっている。見通しの立たない全面戦争に深入りすればするほど、こうした論議は抽象的、観念的、かつ空疎なものとなるのは当然であったともいえる。それは先に紹介したように、軍隊の教育的価値をいかように讃えようとも、具体的に踏みこんでゆけば南京大虐殺事件に突当たったような構造が、教育の根本として強化さるべき国体や日本精神の現実の姿として現れるからであったろうか。国体や日本精神はできるだけ内容を伴わない抽象と観念に祭り上げておかなければならなかった。

むしろ、教育審議会が目指した教育の中心は、「教育行政ト行政機関トノ関係、或ハ教育行政ト政治運動トノ問題ガ論ゼラレ審議サレマセヌケレバ本当ノ国策トシテノ教育ノ大方針ト云フモノハ律セラレナイ」²⁰⁾とか、「我が国ノ教育ト云フモノガ政治ナリ社会ナリト没交渉デアル」²¹⁾とか、「国家社会ノ実際ノ動キト云フモノト遊離シテ居ルト云フ教育ガ非常ニ多ク行ハレテ居ル」²²⁾とか批判しながら、あるいは、「モウ少シ文部省ガ一般社会ニ密接ナ関係ヲ保チ得ルヤウニシテ戴キタイ」²³⁾とか要望しながら、教育を戦争の道具としようとするところにあった。

(5) 総会は回を重ねるにしたがって答申案に即した論議の占める割合が多くなる。次に、答申を紹介してそれらの内容に検討を加える。

教育審議会の答申

教育審議会は上述の諮問に応じて、7件の答申、4件の建議を行った。²⁴⁾以下、それぞれの答申についても考察をくわえる。

(1) 「青年学校義務制実施ニ関スル件」(昭和13年7月15日、第9回総会に提出) 1935年4月1日、実業補習学校と青年訓練所とを統合して青年学校とし、実業補習学校教員養成所を改組する、青年学校令、青年学校教員養成所令が勅令公布

された。政府は青年学校を義務教育制度の中に組み入れる方針を決めてから教育審議会にかけた。この間の事情と審議会総会の論議は前項にふれたところである。青年学校を義務制とする勅令が公布されたのは1939年4月26日である。したがって、答申は「文部省調査ニ係ル別紙実施案ハ之ヲ適当ト認ム」とした上で、「地方財政ニ及ボス影響、生徒並ニ父兄ノ負擔等」を考慮して、義務制実施上の留意点を列挙するにとどまった。

義務教育年限延長は青年学校義務制とは無関係に構想されていた。いってみれば、前者が教育的要求に基づいていたのに対し、後者が軍事的要求からのものであったのは前項で指摘したところである。それゆえに、青年学校義務化は教育体系を錯雑なものとしただけでなく、「教員ヲ得ルコトヲ切要トスル」とし、「義務教育年限延長ノ問題ト關聯シテ根本的ニ考究」することを答申したように、効果的实施については見通しをもたなかったといっても云い過ぎではあるまい。

「女子ニ対シテモ成ルベク速ニ青年学校教育ヲ義務」とするよう答申したことは、それが学校とはいっても軍隊教育の拡張であったことを雄弁に物語る。たしかに、文部省の「男子青年ニ対スル青年学校教育義務制実施案要綱」は、12歳より19歳までの男子を青年学校就学該当者とし、この年齢の間にさまざまな学校に在学中の者の除外している。普通科2年、本科5年あるいは4年の「教授及訓練期」の内容は同別表によると次のようになっている。

	普通科（2年間）	本科（5あるいは4年間）
修身及公民科	年間最低時数 20時間	年間最低時数 20時間
普通学科	90	50
職業科	60	70
体操科	40	
教練科		70
合計	210時間	210時間

青年学校本科では教育時間の3分の1が軍隊訓練として要求されていることから、その性格は明らかである。

(2) 「国民学校、師範学校及幼稚園ニ関スル件」(昭和13年12月8日、第10回総会に提出)

義務教育年限は8年とされ、初等国民学校6年と高等国民学校2年とに分けら

れる。ところが他方、すでに紹介したように青年学校義務制によって12歳から19歳までが義務年限とされる。さらに次にふれるように中等学校へは初等国民学校から進むことが主なる進路とされる。学校教育体系が整合性を欠いて錯雑化するだけでなく、義務教育の名の下で教育機会の格差がひろがることになる。そして、経済的社会的理由から高等国民学校へ進むことのできない青年たちを青年学校の名の下に捕捉して軍事訓練をほどこそうとするものであった。だが国民学校制度が実施されたならば青年学校普通科は廃止するよう答申のはのべる。

国民学校8年によって国家主義教育を徹底しようとするのは答申の随所にみられるところであるが、しかし一方、学級数や一学級児童数を少なくするとか、二部授業は「特別ノ事情アル場合ニ限り適当ナル制限ヲ設ケ」て認めるとか、都市児童のためには「郊外学園」を、「全校体育、学校給食其ノ他ノ鍛練養護施設ノ整備拡充」を答申しているのは、児童をめぐる教育施設、環境がいかに劣悪であるかを物語っている。

教員については、「一層有資格者ノ充実ニカム」とか、「学校衛生職員」の制度を整備せよ、「教員保養施設」の整備拡充、初任者の「六箇月ノ試補期間」、「教員俸給費ハ国庫負擔トナスノ建前」などを答申している。これは、教員の側もまた劣悪な状況にあることを物語る。

「特ニ旨弊啞教育ハ国民学校ニ準ジ速ニ之ヲ義務教育トスル」よう答申にあるが、このことについては総会における論議の項ですでに紹介した。

従来から批判されることの多かった師範学校の教育²⁵⁾については、入学資格を中等学校卒業程度、修業年限を3年とすることを答申して国民学校教員の質の向上をはかった。なお、従来の高等小学校卒業からの師範学校への途も残され、「高等国民学校卒業者ニ対シテモ適当ナル教育施設ヲナシ、師範学校入学ノ途ヲ開クコト」と答申されている。

この答申の教育者像は次のようなものであった：「(一)皇国ノ道ノ修練ヲ重ンジ、実践躬行以テ人ノ先達タルノ修養ヲ積マシムルヲ旨トスルコト、(二)勤労ニ依ル身心一体ノ訓練ヲ重ンジ、学識ノ深化、体位ノ向上、情操ノ醇化ニカメ、東亜並ニ世界ニ於ケル皇国ノ使命ヲ体得シテ克ク大国民鍊成ノ重責ニ任ズベキ識見実力ヲ養ハシムルコト」

皇国の道とか勤労とかいうことの内容として興味深い内容をふくむというのは次のことである。「師範学校教科」は6または7教科とするとした「備考」の一項目において、「実業科ニ於テハ工業・商業・水産ノ一科目又ハ数科目ヲ課スル場合ト雖適當ノ時数農業ヲ課スルコト」とされた点である。このことは次にふれる中等学校に関する答申においても、農業学校以外の実業学校において「農耕的戸外作業ヲ課ス」ことが答申されている。このことに関して、「農業ノ国民教育上ノ価値ヲ重視致シマシテ、適當ノ時数、農耕的戸外作業ヲ課スルコトヲ建前」²⁶⁾としたと説明されている。この説明は、農耕的生産活動を「実業」の基礎として実践させようとした答申を一步すすめて「国民教育上の価値」にまで高めようとしている。一種の農本主義が教育の中心にすえられようとしていた。

このような師範学校教育をおこなうためには師範学校教師の再教育の方法を講じなければならないし、それにたずさわる人材の養成にも力をいれなければならない。そうした師範学校教員の身分も「校長ハ勅任又ハ奏任、教頭及寮主監ハ奏任、教授及寮監ハ奏任官待遇、助教授ハ判任官待遇」と答申して、統制を強めると同時に、その地位の強化と安定をはかって教育効果を高めようとする。

国民学校教員の優遇についてもいくつかの点を答申する。「俸給ノ増加」、校長や教員の官等、叙位、叙勲などの身分上の優遇、「年功加俸ノ支給方法」の改善、など、国民学校教員の地位が低いことを物語る。

幼稚園についてはごく簡単に答申されているだけである。幼稚園の設置を奨励し、「簡易ナ」施設をもみとめるとした。幼稚園と家庭との関係を密接にすることによって「家庭教育ノ改善ニ裨益セシメ、併セテ幼稚園ノ社会教育的機能」を發揮させようとした。

(3) 「中等教育ニ関スル件」(昭和14年9月14日、第11回総会に提出)

中等教育は国民学校教育の基礎の上に立つ完成教育として位置付けられる。それは「皇国ノ道ヲ修メシメ国家有為ノ人物ヲ鍊成スル」のが目的であった。

中等学校体系は、「中学校、実業学校及女子中学校」に整理し、初等国民学校卒業から5年間の修学年限とする。また、高等国民学校卒業を入学資格とする中等学校(修業年限3年)、夜間中等学校(修業年限4年)を認めるとした。

中等教育全般の国家主義的色彩を別にすれば、一項をおこして理科教育の振興

をうたっていることは注目される。しかし、6ないし7教科目にくぐられたそれぞれの教科目で、「敬神崇祖、東亜及世界、国防」に関する教材に「十分留意」せよとあって、振興をうたった理科教育についての言及はない。強いていえば「国防」との関係であろうが、だが一方で、実業教育の基礎に「農耕的戸外作業」を採用せよと答申していることは、前項に考察したように、これはさらに広い意味で国民教育上の価値にまで高められているからには、このような一種農本主義的な理念と、理科教育の基礎となる科学的思考との間に衝突は生ぜざるをえないだろう。これを回避しようとすれば科学を国防の道具とするよりない。それはこの時代の特徴であった。

内閣調査局の教育改革構想では高等学校は廃止されることになっていた。このことについてはすでに報告した。²⁷⁾教育審議会答申では高等学校はそのまま存続することになる。ただ、きわめて興味深い点は、「女子高等学校」を認めて「其ノ内容等ハ大体ニ於テ男子高等学校ニ準ズ」と答申されていることである。それは当然、大学令による女子大学（当時大学令による女子大学はなかった）に通ずることになるが、十分にねられた案でないことは、女子高等学校についてはここに紹介した外に一言の言及もないことから明らかである。

高等学校教科全般にわたって、文科、理科を問わず、教材に十分留意することとして、中等教育教材の項にあげられていた、敬神崇祖、東亜及世界、国防、に芸術が加わっている。それは「高等学校ニ於テハ芸能教科ヲ置カザルニ依」²⁸⁾ると説明されるが、それは明らかに「他日国家ノ指導的地歩ヲ占ムルニ遺憾ナキ一般教養ヲ有スル有為ノ人物ヲ鍊成スル」²⁹⁾目的に由来するものであって、エリートたるの一要件とされたからであった。

高等学校教育にあっても、「学校農圃等ヲ整備」することを答申しているのは上に考察したと同一の根拠によるものであった。

(4) 「高等教育ニ関スル件」(昭和15年9月19日、第12回総会に提出)

高等教育に関する答申「大学ニ関スル要綱」、「専門学校ニ関スル要綱」、「中等学校教員、高等学校教員及師範学校教員ノ養成及検定ニ関スル要綱」を通覧して明らかなのは、現状維持的傾向の強いことである。もちろん、いくつかの注目すべき改革意見があり、それらについては以下に紹介し考察を加えることになる

が、総じていえば、現状に国家主義的色彩をほどこすことになっているとでもいえようか。青年学校、中等学校の項でみたような一種農本主義的な教育思想は高等教育では影をひそめる。このことは言葉をかえていえば、それが中・下層の国民に要求された国家主義の一形態であって、上層、あるいは専門の人士にとってはそれを他に要求することはあっても、奉ずには及ばないということであろうか。教育審議会の答申が、高等教育に関しては現状肯定かつ維持的色彩をもつことと上のこととは無関係ではないであろう。そのことは自ずから教育審議会のかくされた目的を語っているようにみえる。すなわち、国民大衆に対して国家主義教育を徹底させること、その手段のひとつとして一種の農本主義を使ったということである。(それが科学的たりえないことはもちろんであり、この国家主義そのものが科学的基礎をもちうるはずもないものではあったが、ただそれだけではなく、科学は特権として機能していた。)

教育審議会が高等教育に対して要求するところを端的に表わすのは「学術報国」であった。特に「拡充整備」すべきものとして「工学部、理学部等」と共に「日本文化及東洋文化ニ関スル学科、講座」をあげる。さらに特徴的であったのは「大学令ニ依ル女子大学ヲ創設」し「家政学ニ関スル学科」を設置しようように答申したことである。だが、理工系の拡充については「今日極メテ適切デアリ、其ノ必要ニ迫ラレテ」いるのでそのことに疑いをもつものではないが、「唯サウ云フ方面ノ拡充整備研究ノ中ニ国体的、人格的方面ノ拡充充実ガドウ云フ風ニ考ヘラレルカ」³⁰⁾といった意見が出されると、科学技術の無理解の恐ろしさだけでなく、ナチスの科学などと同列の日本の科学への強い傾斜をそこに読むのである。

大学教育の整備拡充を構想しても、在学中途で兵役に服さねばならないことになる。それゆえに、「兵役法ノ改正ニ依リ学部在学中徴集セラルル学生ガカラザルノミナラズ高等学校入学資格ノ改正ニ伴ヒ進学年齢更ニ延長セラルベキヲ以テ学部学生ニ対シ徴集ヲ延期スベキ期間ヲ少クトモ一年延長シ満二十五歳及至二十六歳(医学部ハ二十六歳及至二十七歳)迄トナスヲ適当ト認」めるよう答申する。このことについて、学部在学中に徴集される学生は約3割前後に及ぶと報告され、「斯クノ如キハ人材ノ育成並ニ我が国家文化ノ進展ヲ期スル上ニ於テ甚ダ遺憾ナルノミナラズ」、特に指導の人材が必要な時であるのに「之ガ補給上ニモ支障ガ

少クナイ」³¹⁾のであると説明される。高等教育がある種の特権だとみなされるならば、当然兵役との衝突を生ずることとなり、このような見解を生ずる結果となる。さらにいえば、前項の紹介した女子兵役の問題も、大学令による女子大学の設置という構想と無関係ではありえない。男女の教育機会均等を与えるならば、その思想の延長上に当然兵役問題が生ずるだろう。しかし、青年学校の義務教育化が女子に対しては見送られたように男女の教育機会の均等はその基底において実現させる考えはなかったとみる。とすればそれはやはりある種の特権的なものとして女子教育への国家主義的圧力を強めることとなるであろうし、女子兵役が単なる考え方の問題にとどまったのとは逆に女子中等・高等教育への実質的圧力となったであろう。

専門学校に関しては現状の修業年限3年として答申をおこなっているが、拡充整備すべき分野として、高等工業学校のほか、拓殖および貿易従事者のための専門学校、高等商船学校、高等水産学校があげられている。また、薬学および歯科医学の専門教育の拡充整備が指摘される。「特ニ歯科医学ニ関シテハ大学程度ノ教育施設ヲモ考慮」すべきとする。

大学令による女子大学設置が答申されたからには当然女子の専門教育の拡充整備がうたわれるが、「我が国女子ノ特性ヲ顧慮」してのことであった。

「実務従事者ニ対シ夜間其ノ他ノ機会ニ於テ専門教育を施ス」施設の拡充整備が答申された。

中等学校、高等学校、師範学校の教員は「大学卒業生ヲ以テ之ニ充ツルヲ本則」とすると答申されるが、現状の修業年限3年あるいは4年の専門学校卒業生をもみとめないわけにはゆかない。ここでも「女子大学ヲ創設」して教員養成をなすべきことが答申されている。このような教員の質の向上にともなって待遇をよくすべきであるとされた。

(5) 教育審議会第13回総会（昭和16年6月16日）には、「社会教育一般ニ関スル要綱」、「青年学校ニ関スル要綱」、「青少年團ニ関スル要綱」、「成人教育ニ関スル要綱」、「家庭教育ニ関スル要綱」、「文化施設ニ関スル要綱」、「各種学校ニ関スル件」、「私立学校ニ関スル事項」、「学校間ノ連絡ニ関スル事項」、「興亜教育ニ関スル事項」の答申案が提出された。

この審議会の答申の冒頭において、「高度国防国家体制ノ整備」、「八紘一宇ノ
肇国精神」とか「教育ニ関スル勅語の聖旨」の文言があらわれたのはこの時がは
じめてである。1937年12月23日に第一回総会が開かれてから3年半を経過してい
た。最初の答申がなされてからも3年近くのへだたりがあった。この間「支那事
変」は全面戦争となって泥沼化し、さらに無謀な「大東亜戦争」に賭けて局面の
打開をはからなければならぬところに追いつめられていた。そのためであろう
か、あるいは「我が国ニ於テハ従来国民ノ教育ニ関シテ主力ヲ学校教育に傾注シ
タル経過ニ鑑ミ、特ニ社会教育ノ振興ニ付テハ国家ノ適切ナル指導督励ヲ促」す
ためであったか、おそらくその双方がからみ合いながらそのような文言を使うこ
とになったのであろう。

社会教育の「本旨」は「臣道実践ノ修練」にあるとする。これは大政翼賛会(1940
年10月12日発会式)のスローガンであった。教育審議会は情勢の後を追うことにな
った。

青年学校は義務教育制度の中に組みこまれたとはいえ、社会教育的色彩の強い
ものであった。「青年団ノ教養訓練ト緊密ナル聯絡ヲ保」ち、「青年学校ノ生徒ハ
原則トシテ青年団ニ加入スル」ことを答申しているが、「青年学校ノ生徒ハ、一
面ニ於テハ青年団員タルヲ原則トシ、且両者ハ何レモ青年ニ対シ社会教育ヲ行ヒ、
不離一体ノ関係ニ在ルモノ」³²⁾と説明されている。

青年団は男子14歳から20歳までをもって、女子14歳から25歳までの未婚者をも
って組織するとされるから、男子は義務教育化された青年学校と全く重なるこ
とになる。既存の組織を統合して一系とするだけの見識も力もないままに、上に
紹介した説明のような仕方をつじつまを合わせたとしかいいようがない。しかし、
男女共に「特ニ国防的訓練、勤勞奉仕、生活訓練等」をおこなうとされる。

少年団は国民学校第三学年以上の児童で組織すると答申された。

成人教育の目ざすところももちろん社会教育の主旨である。社会教育的機能を
十分に発揮させるために、「社会教育関係諸団体、神職団体、宗教団体其ノ他ノ
民間団体」を援助せよという。

家庭教育に関して、「我が国家家族制度ノ美風」とか「家族制度ノ真精神」とか
いうのはまだしも、「健全ナル家風ノ樹立」(付点は引用者)というに至っては、

この審議会委員たちの社会的地位の無反省な表白でしかないであろう。果して庶民にとって家風などといえるものを考える余地があったであろうか。(ここで突然思い出されるのは、現今の中流意識ということである。なにがしかの物質的豊かさを中流階級に結びつけたイデオロギー操作は成功したかにみえるが、次第にさめてみれば中の下ぐらいに落ち着いてきたというのは、一体なにを物語るか。家風といい中流というも、いずれもイデオロギー操作に外ならぬ。前者は失敗、後者は操作の成功例とされようが、手法の類似性に注目せざるをえない。)

文化施設の拡充、整備、充実に関する答申は、情勢に即応するように書かれてはいるものの、そもそも当時、社会の中に文化諸施設が基礎をもたなかったことを読みとることは決して不可能ではない。それゆえに、答申は場当たりの感をまぬがれぬ。

次に「学校教育並ニ社会教育ニ専属セズシテ然モ是等ト密接ニ関聯」する、各種学校、私立学校に関する事項、学校間の連絡に関する事項、興亜教育に関する事項が答申された。「教育全般ニ互ル答申事項ヲ綜括シテ、周到ナル用意ト断乎タル決意ヲ以テ之ガ実施ニ邁進セラレ、皇国百年ノ大計タル教育ノ刷新振興ニ当ラレンコトヲ希望シテ已マ」³³⁾ぬと答申の説明を締めくくったとしても、教育を戦時色に染めあげることになったことはいなめない。それをもし百年の大計と思いきんでいたとしたら恐るべき思い違いであった。

(6) 教育審議第14回総会(昭和16年10月13日)には、教育行政ならびに財政に関する答申案が提出された。「大東亜戦争」開戦前夜であった。「支那事変」は4年余の全面戦争となっていた。戦時行政と戦時財政の中の教育であった。

答申は、教育に関する行政、財政は「正ニ画龍点睛ノ効ヲ完ウスル」ものとうたってはいるものの「国体ノ本義ニ基ク教学ノ刷新振興」は、中央、地方を通ずる教育統制機構を提唱するにとどまった。

教育財政についても、「本会ノ答申実施ニ要スル経費ニ付テハ政府ニ於テ特ニ速カニ其ノ支出ノ方途ヲ講ズル」よう答申するにとどまった。ただ、私立学校教職員に対する恩給制度を創設すること、学校教職員共済制度の充実に答申しているのは、教職員の現状が不安定であったことを裏側から光を当てているようで興味深い。

教育審議会の建議

教育審議会は4件の建議をおこなった。すなわち、「国語ニ関スル建議」、「国民学校教員ノ優遇並ニ師範学校制度刷新ノ急速実施ニ関スル建議」、「諮詢機関設置ニ関スル建議」、「教育尊重ニ関スル建議」である。

(1) 「国語ニ関スル建議」はごく簡単なもので、「国語ヲ尊重シ之ヲ適當ニ整理スルハ極メテ緊要ノ事ニ属ス政府ハ速ニ之ガ実現ヲ図リ一層国民教育ノ効果ヲ収ムルニカメラレンコトヲ望ム」というのである。しかし、その意味するところは決して小さくはなかった。国語、漢字の問題は文部大臣の諮問機関、国語審議会で調査審議がおこなわれていた。(この問題をここで考察する余裕がないので別の機会にゆずるが)たとえば、敗戦後の早い時期から漢字、現代国語かなづかい等について改革、改善がなされたその準備がおこなわれていた。それを促進しようということであった。しかし、建議についての特別委員長の説明³⁴⁾にもこの国語に関する建議はふれられていない。

(2) 「国民学校教員ノ優遇並ニ師範学校制度刷新ノ急速実施ニ関スル建議」は、このことは「焦眉ノ急」であるから政府は速やかに実施せよというごく簡単なものであった。しかし、上に考察したように、また、以前の報告³⁵⁾でも考察したように、この問題は長い間解決されないままになっていたのである。

(3) 「諮詢機関設置ニ関スル建議」は教育審議会が任務を終わった後にも、教育問題の審議機関を置くべきだとするものであった。

(4) 「教育尊重ニ関スル建議」は他の建議とは異なって格調高くたい上げるものとなっている。その主旨は「教育ノ全般ニ涉リテ其ノ嚮フ所ヲ皇国ノ途ニ帰一セシメ国体ノ本義ニ則リ……大国民ヲ陶冶錬成」するということにあった。そして「教育ハ国家経綸ノ大本」であるから「文政当局」にだけまかせるのではなく「朝野官民」の協力がなければならぬ。それゆえに政府は「教育尊重ノ精神」を高めなければならぬ、というのである。だが、それがどれほど政治と結びつき、政治に左右されるものとなるかは、結果においてそうなるのではなく、思想の根本において政治に従属するものであったこと、歴史の証明するところである。

それゆえに、近代社会の教育思想と間にさまざまな衝突、矛盾、あるいはせめ

ぎ合いのあったことは、教育審議会の場でも、いくつかの場面に表れた。だが、近代社会に根ざした教育思想は後退を重ね、ここにみた建議のように、とどめをさされるような打撃をうけたのであった。

教育審議会答申後の教育

教育審議会が答申を終えたのは文字通り「大東亜戦争」前夜であった。中国の戦線がのびきって進退谷まったところへ、太平洋から東南アジアへの戦線拡大であった。それを勝ちいくさと宣伝したのには、多分に指導者たちがそう思いこんでいたということがあった。単なる世論操作の宣伝ではなかった。しかし、半年もしないうちに戦局は転換する。1942年4月18日のいわゆるドーリットルの空襲や6月5日のミッドウエー海戦は指導層に大きな衝撃を与えたにもかかわらず、実相は国民にかくされていた。

教育制度についてみると、国民学校令は1941年に公布され、国民学校初等科と同高等科に分けられ、1944年から義務教育8年制をとることとされたが、これは実現をみなかった。この年の10月16日には、「大学学部等ノ在学年限ノ臨時短縮ニ関スル」勅令が公布され、省令をもってこの年度は3ヶ月短縮、翌年度は6ヶ月短縮（11月1日発令）されることとなった。「大東亜戦争」開戦を待つまでもなく、上にみたように教育重視の方針にもかかわらず、戦力は枯渇しはじめていた。1943年には大学予科、高等学校高等科の修業年限は2年となり、中等学校は4年となった。中等学校制度は教育審議会答申のように整理されることなく、高等女学校はのこった。

国民学校の発足に伴って国定教科書は新たに編纂されることとなるが、戦局悪化によって、色刷はなくなり、用紙の紙質低下、減ページ、発行制限、種目によっては発行停止に追いこまれた。「皇国の道の錬成という思想のわくのもとに、全教科書は首尾一貫した一大体系をつくり、思想の無理押しや不消化の点は含みながらも、編集内容には独創くふうの新生面を開いたものも少なくなかった」³⁶⁾とはいうものの、国力をかたむけたこの戦争下で新しく教科書を編纂しなおすとは大へんな無駄であった。この戦争に批判的であるならばともかく、全面的協力、

推進とあれば人的にも物的にも資源の無駄使いであっただけでなく、効果の点でもマイナスであった。用紙の入手難その他の困難を予想していなかったとすれば見通しのなさは恐るべきことでさえあった。おそらく、国民学校教科書をすべて編纂しなおすに当たって情勢や必要な諸要素をあらかじめ測ることはなかったにちがいない。中等学校教科書も国定化が企てられ、同じようなことがおこった。このような時だからこそ古い教科書を使いながら、その時の要求にあわせて取捨選択すべきであったのではないか。

教育審議会答申が勤労を重視したことは先にふれた。それは「農耕的戸外作業」であった。1941年2月「青少年学徒食糧飼料等増産運動実施要項」で文部省は「一年ヲ通ジテ三十日以内ノ日数ハ授業ヲ廃シ」て「国策ニ協力」する作業を行いこの時間は授業を行ったものと認めるとした。しかし労働力の逼迫は農業だけでなく軍需産業にもあった。上に紹介した修業年限の短縮はそれにこたえようとするものであった。兵隊もまた不足していた。1943年になると、文系学生生徒の徴集猶予がなくなり、悲壮感をもり上げた演出のもとに第1回学徒出陣（12月1日）が行われた。同時に勤労働員は年間3分の1に相当する期間「教育実践ノ一環」として行われることとなった。

1944年度の労働力需要が452万人余と見込まれるうち、理科系を除く大学高専在学者、農業学校を除き各種学校を含む中等学校在学者、中等学校2年以上および国民学校高等科在学者の学校在学者205万余人が労働力として要求されることとなった。1944年2月には政府は中等学校程度以上の学生生徒は常時勤労働員させるとした。この年10月31日現在の学徒動員数は2,888,567人とされている。³⁸⁾しかも労働者と同一の労働条件の下におかれた「学生服の労働者」³⁹⁾となった。かくして、1945年4月1日から国民学校初等科以外の学校の授業は停止されることとなり、わが国の教育は崩壊した。この年の3月、国民学校高等科、中等学校、大学高専の在学生の69.2パーセント、310万人余が勤労働員されていた。⁴⁰⁾

勤労働員された学生生徒のうち、死者10,966人（うち原爆による死者8,953人）、傷病者9,789人（うち原爆による負傷者3,994人）といわれる。⁴¹⁾

勤労働員による学校教育の崩壊と共に学童集団疎開による教育機能の低下によって、「大東亜戦争」末期のわが国の教育は壊滅状態にあった。これが「大国民」

を目ざした教育の末路であった。

大日本青少年団、大日本婦人会は早くも1942年6月、大政翼賛会の傘下に入った。

おわりに

教育審議会の論議と答申をたどりながら、「支那事変」初期から「大東亜戦争」前夜に至るわが国教育の特徴の一端を明らかにしようとしてきた。それは内閣審議会において行政改革と共に教育改革がとり上げられた危機の時から、2・26事件を決定的な転換点として戦争に突入して崩壊に至る10年間は、わが国の教育改革構想の中でも特異な時期であったようにおもわれる。

ここではこの時期の後期に当たる教育審議会の特徴をとり出そうとした。

ある種の結論としておきたいことは、国の礎をつくるとされた教育が、実はこの無謀な戦争に対して何ひとつ理性的な役割をなしえなかったことである。それだけでなく、積極的にこの戦争を推進する側に立っていたことであった。しかも、ただ観念的に戦争をあおり立てただけであって、現代戦の要求する科学技術に対しては場当りの対策しかたてることができなかった。しかし、科学技術の根本的理解に立って対策をたてたとしたならば、この戦争を批判し反対するひとつの勢力が形成されることとなったであろうことは疑いない。

もうひとつの点は「大東亜戦争」という呼称に象徴されるアジアを植民地主義者から解放するという文句も相手側からみれば侵入者がかわっただけのことでしかなかったということである。国体や八紘一宇の下に富国強兵や膨張を求めれば、軍部主導の侵略戦争に多くの国民が従ってゆくことになるのは当然であった。教育の恐ろしさがそこにあった。たとえば、軍部のやり方には反対であっても、わが国がアジアの指導者たるべしとの考えもあったであろう。「支那事変」以来、戦争が大勢となってわが国を動かしていた時、それにまき込まれて順応し、あるいはそれに乗るようなことがわれわれの運命に大きな作用を及ぼしたといえないだろうか。

だがしかし、もちろん、たとえば、ここでみた教育の中核に位置した教育審議

会において、さまざまなレベルにおいて、現状に対する反省、批判、教育の根本に対する理解、理性的判断がみられた。これらは「大東亜戦争」の狂気の社会と、その崩壊にあっても消えることはなかっただけでなく、狂気と理性、非人間性と人間性とのさまざまなドラマを演じていたのであった。別の意味で教育の役割がそこにあった。

殊にわが国では、政治が教育に介入することに大した疑問を感じない傾向がありはしまいか。教育が現代国家の不可欠の要素であったとしても、教育行政の名の下に国家が介入することの危険はここで考察したことによっても明らかであろう。

註

引用文中の旧漢字は常用のものにあらためた。

- 1) 森 祐二 (1985) 教育改革と行・財政改革とが同時進行するとき——危機突破のパターン——広島平和科学 8, 271-95。
同 (1987) 転換期の教育改革——1930年代後半期日本——同上10, 35-58。
- 2) 昭和12年12月10日現在, 教育審議会職員名簿による。
- 3) 教育審議会第14回総会 (昭和16年10月13日) 議事速記録。田所美治 (特別委員長) の発言による。
- 4) 教育審議会答申及建議関係書類による。
- 5) 教育審議会第2, 3回総会 (昭和13年1月13, 14日) 議事速記録による。
- 6) 教育審議会第6回総会 (昭和13年4月8日) 議事速記録。橋本傳佐衛門委員の発言。
- 7) 同上第7回総会 (昭和13年4月13日) 第7回議事速記録。香坂委員の発言。
- 8) 同上。芳澤委員の発言。
- 9) 同上。椎尾委員の発言。
- 10) 同上第8回 (昭和13年4月14日) 議事速記録。松井茂委員の発言。
- 11) 同上第4回総会 (昭和13年1月20日) 議事速記録。西村房太郎委員の発言。
- 12) 同上第5回総会 (昭和13年4月7日) 議事速記録。大久保委員の発言。
- 13) 同上第6回総会 (昭和13年4月8日) 議事速記録。橋本傳左衛門委員の発言。
- 14) 同上第8回総会 (昭和13年4月14日) 議事速記録。下村宏委員の発言。
- 15) 同上第5回総会議事速記録。田尻委員の発言。また, 第7回総会議事速記録。香坂委員の発言。

- 16) 同上第 5 回総会議事速記録。田中委員の発言。
- 17) 同上第 8 回，および第 9 回（昭和13年 7 月15日）総会の発言。
- 18) 同上第12回（昭和15年 9 月19日）総会議事速記録。椎尾辯匡委員の発言。
- 19) 註(1)の 2 つの報告。
- 20) 同上第 5 回総会議事速記録。橋田邦彦委員の発言。
- 21) 同上第 6 回総会議事速記録。東郷寛委員の発言。
- 22) 同上。橋本傳左衛門委員の発言。
- 23) 同上第 7 回総会議事速記録。斯波委員の発言。
- 24) 教育審議会，答申及建議関係書類による。
- 25) 註(1)の論文で考察されている。
- 26) 昭和十四年九月十四日教育審議会第十回総会ニ於ケル諮問第一号中，中等学校ニ関スル要綱及高等学校ニ関スル要綱ニ関スル田所特別委員長報告要領。
- 27) 註(1)。
- 28) 註(2)。
- 29) 註(2)。
- 30) 註(3)。椎尾辯匡委員の発言。
- 31) 昭和十五年九月十九日教育審議会第十二回総会ニ於ケル諮問第一号中，大学ニ関スル要綱，専門学校ニ関スル要綱ニ中等学校教員，高等学校教員及師範学校教員ノ養成及検定ニ関スル要綱ニ関スル田所特別委員報告要領。
- 32) 昭和十六年六月十六日教育審議会第十三回総会ニ於ケル諮問第一号ニ関スル答申中，社会教育ニ関スル件及ビ各種学校其ノ他ノ事項ニ関スル田所特別委員長報告要領(-)。
- 33) 註(3)の(二)。
- 34) 昭和十六年十月十三日教育審議会第十四回総会ニ於ケル諮問第一号ニ関スル答申中，教育行政及財政ニ関スル件並ニ建議ニ関スル件ニ関スル田所特別委員長報告要領。
- 35) 註(1)。
- 36) 学制八十年史，昭和29年 3 月15日，文部省，第 6 章戦時下の教育 p. 380。
- 37) 上掲 p. 395。
- 38) 上掲 p. 396。
- 39) 上掲 p. 397。
- 40) 上掲 p. 400。
- 41) 上掲 p. 402。